

兵庫県公報

平成27年3月27日 金曜日 第2682号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県伝統的工芸品の指定（工業振興課）	1
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	1
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	6
○ 平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	6
○ 平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	7
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 平成25年兵庫県告示第535号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	9
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	11
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11

告 示

兵庫県告示第240号

兵庫県伝統的工芸品指定要綱（平成4年兵庫県告示第1233号）第4条第1項の規定により、兵庫県伝統的工芸品を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

工芸品製造者等名	工芸品の名称	製造に係る伝統的な技術技法	伝統的に使用されてきた原材料	工芸品の製造される地域
皆田和紙保存会	皆田和紙	漉き上げ	楮	佐用郡佐用町

兵庫県告示第241号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成27年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

	指定区域	埋立地の区分
1	明石市魚住町金ヶ崎字大三味1633—2、1633—3、1633—4の一部、1633—5、1633—6、1633—7、1633—8、1633—9、1633—10、1633—11、1633—12、1633—15、1633—16、1656—2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
2	明石市大久保町松陰新田字鳴池514—1	政令第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号
3	高砂市荒井町新浜2丁目2763の一部	政令第13条の2第1号
4	高砂市北濱町西濱字塩濱1212—1、1216—3（※昭和53年12月26日当時）	政令第13条の2第3号イ、省令第12条の31第1号
5	三木市志染町三津田字熊ヶ谷1496—33、1496—34、1496—41、1496—32の一部、1496—35の一部、1496—40の一部	政令第13条の2第1号
6	小野市長尾町南野872—1、872—2、873、874、848—1、849—1、850—1	政令第13条の2第2号
7	加東市藪字木屋谷56—1、56—123、56—131、56—132、59、60、61、62、63、63—2、66—1、67、67—5、68—3、93—1、94—1、94—4	政令第13条の2第1号
8	多可郡中町中安田字谷河尻769番1—1、769番1の2、769番1の3、769番1の4、769番1の5、769番1の7（※平成7年12月25日当時）	政令第13条の2第2号
9	加東市藤田字東山944—52、944—60	政令第13条の2第1号
10	相生市相生字摺鉢山5306（※昭和59年6月9日当時）	政令第13条の2第3号イ、省令第12条の31第2号
11	宍粟市一宮町森添字下澤田129、129—1、130、131、132、133、134（※平成19年10月24日当時）	政令第13条の2第1号
12	たつの市新宮町馬立字大斎子284番地1（※平成19年11月1日当時）	政令第13条の2第1号
13	たつの市揖西町土師字大陣原口585—1、585—2、585—3、586、587、588、589、590	政令第13条の2第1号
14	たつの市神岡町東鶯崎字河原719—2、719—3、719—4、719—5、719—6、719—7、719—8、719—9、719—12	政令第13条の2第1号
15	神崎郡福崎町西治字芦谷2317—33、2317—34、2317—35、2317—37、2356—4、860—13	政令第13条の2第1号
16	赤穂市高野字中ノ谷1—16	政令第13条の2第3号イ、省令第12条の31第2号
17	氷上郡春日町黒井2060番地（※平成16年3月23日当時）	政令第13条の2第3号イ、省令第12条の31第2号
18	丹波市市島町乙河内字本林84番地	政令第13条の2第1号
19	丹波市春日町多田411—2	政令第13条の2第1号

20	丹波市山南町太田393—1、394—1、394—2、394—4、395、395—1、395—2、395—3、487—1、489—1	政令第13条の2第1号
21	丹波市氷上町新郷字尻戸423番1、423番2、424番、425番	政令第13条の2第1号
22	淡路市楠本字中山白ツへ1305番、2762番1、2763番、2768番5（※平成19年4月6日当時）	政令第13条の2第1号

(注) 指定区域の字、地番については、平成27年1月1日時点のものである。

ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。



兵庫県告示第242号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成27年3月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
㈱山田海事工業 代山田 良介	神戸市東灘区深江南町 4—6—26	般—23 第108129号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 （一部廃業）	平成26年11月17日
奥野工務店 代奥野 満寿也	同 市中央区東雲通1 —7—13	般—22 第110811号	一般	建築工事業	建設業の廃止 （全部廃業）	同 年5月20日
㈱創進 代辻 学	同 市同 区日暮通4 —2—6 D A I W A マンション	般—25 第115363号	一般	大土工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業、鋼構造物工事業、 鉄筋工事業	建設業の廃止 （一部廃業）	同 年8月31日
㈱優雅住建 代山卯 雅也	同 市同 区二宮町4 —23—5	般—23 第116018号	一般	建築工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業	建設業の廃止 （一部廃業）	同 年11月25日
武庫エンジニアリ ング㈱ 代北村 達信	同 市北区鈴蘭台東町 5—2—23—100	般—26 第116527号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業	建設業の廃止 （全部廃業）	同 年10月31日
㈲イーアンドユ ー・ハウジング 代畑田 大輔	同 市同区泉台1—1 —7	般—23 第113548号	一般	建築工事業	建設業の廃止 （全部廃業）	平成27年1月26日
㈲もりや 代森 正夫	同 市長田区西丸山町 2—1—14	般—22 第111986号	一般	大土工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業	建設業の廃止 （一部廃業）	平成26年12月31日
上田工業 代上田 雅博	同 市同 区五番町2 —2—7	般—25 第116341号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 （全部廃業）	平成27年1月4日
吉原板金工業㈱ 代吉原 宏	尼崎市道意町4—50— 2	般—22 第209547号	一般	屋根工事業、板金工事 業	建設業の廃止 （全部廃業）	平成26年6月30日
鳩電建 代松本 福次	同 市大庄中通3—51	般—21 第210317号	一般	とび・土工工事業、電 気工事業	建設業の廃止 （全部廃業）	平成27年1月14日
㈲サクラ設備 代高木 隆志	西宮市中殿町6—20	般—26 第215828号	一般	とび・土工工事業、石 工事業、鋼構造物工事 業、ほ装工事業、しゅ んせつ工事業、水道施 設工事業	建設業の廃止 （一部廃業）	平成26年12月31日
加藤工建 代加藤 健治	芦屋市若葉町2—2— 431	般—21 第211529号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 （全部廃業）	同 月9日

(有)ノクトプランズ 代得野 行男	伊丹市昆陽池2-27	般-21 第302137号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年6月30日
高山組 代高山 逸根	同 市桑津4-2-22	般-24 第301207号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年1月21日
(株)中央工業 代保井 博文	同 市森本9-77-1	般-22 第210456号	一般	鋼構造物工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
伊藤建設(株) 代伊藤 徹雄	宝塚市高司2-16-10	般、特-22 第209533号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
(株)竹内土木 代竹内 基秀	猪名川町旭ヶ丘1-430	般-21 第302038号	一般	建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年9月20日
加来工業 代加来 泰二	加古川市野口町長砂1210	般-26 第407403号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年1月5日
(株)やすむら 代安村 浩一	同 市野口町野口795-11	般-22 第403568号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
(代)カナダ 代金田 明和	高砂市松陽2-348-6	般-25 第406051号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年12月1日
塩谷建設(株) 代大野 雅邦	同 市梅井3-23-1	般、特-26 第407093号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年1月30日
共立工業(株) 代伊藤 民勝	加古郡稲美町下草谷字東北野441-61	般-21 第404100号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年11月1日
(株)HOKUSEI 代北谷 正道	同 郡同 町中村1001-5	般-26 第406929号	一般	土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年1月15日
(株)E&Aコーポレーション 代美濃 秀樹	姫路市北条1-117	般-23 第460931号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年12月20日
柳土木興業(株) 代柳 武夫	同 市網干区新在家2088-10	特-23 第457781号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年1月27日
榮建 代笹木 栄二	豊岡市出石町町分232-1	般-25 第651337号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年11月6日
門岡石材 代門岡 勝義	同 市伏473	般-21 第650911号	一般	石工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日
山本建築 代山本 秀夫	同 市但東町中山162-2	般-22 第650734号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
(株)テレコムマツオカ 代松岡 修	美方郡新温泉町浜坂2415-8	般-22、23 第700683号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年11月1日
全淡クレーン(株) 代鍵山 元貴	洲本市塩屋2-1-12	般-21 第800588号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年1月7日
淡島水道工業(株) 代甚尾 篤弘	同 市本町4-2-33	般-23 第800276号	一般	さく井工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
川上工務店 代川上 正弘	南あわじ市湊640-1	般-21 第800583号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
親栄建設(株) 代宮本 久	淡路市浦480	般-23 第801010号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日



兵庫県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 3月17日から同年 5月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市東園田町6丁目



兵庫県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査実施に伴う4級公共基準点の設置）
- 2 作業期間
平成26年 6月18日から平成27年 3月13日まで
- 3 作業地域
三田市相生町の一部



兵庫県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 3月27日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩 瀬 宝 塚 線	宝塚市切畑字茶屋池ノ上20番から 同 市切畑字辻ヶ谷46番2まで	旧	4.0から 9.0まで	354.0	
	宝塚市切畑字茶屋池ノ上20番から 同 市切畑字辻ヶ谷46番1まで	新	7.0から 39.0まで	356.0	



兵庫県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 3月27日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2号	明石市大久保町駅前1丁目18番10から 同 市魚住町金ヶ崎字大池東63番10まで	旧	13.0から 18.0まで	819.0	
		新	13.0から 18.0まで	819.0	



兵庫県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月27日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 市野瀬有馬線	三木市吉川町水上字沸川1198番6から 同 市吉川町水上字沸川1914番3まで	旧	5.0から 11.0まで	453.0	
		新	9.0から 16.0まで	453.0	



兵庫県告示第248号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び北播磨県民局加東土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成27年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系山田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年3月27日
- 3 廃川敷地等の位置
小野市市場町字寺ノ下1181番1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 939.91平方メートル



兵庫県告示第249号

平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表糶屋Ⅲ（131010025）の項中別図25、坂本Ⅲ（131010026）の項中別図26を改める。



兵庫県告示第250号

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表寺内(2)Ⅲ（131020043）の項中別図43、岩座神(3)Ⅱ（131020048）の項中別図48、棚釜(3)Ⅲ（131020052）の項中別図52、多田(4)Ⅲ（131020056）の項中別図56を改める。



兵庫県告示第251号

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表大屋(22)Ⅲ（131030022）の項中別図22、下三原(7)Ⅱ（131030082）の項中別図82、下三原(8)Ⅲ（131030083）の項中別図83、下三原(9)Ⅲ（131030084）の項中別図84、下三原(10)Ⅲ（131030085）の項中別図85、大和(41)Ⅲ（131030126）の項中別図126、大和(47)Ⅲ（131030132）の項中別図132を改める。



兵庫県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
糶屋Ⅲ (131010025)	多可郡多可町中区糶屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
坂本Ⅲ (131010026)	多可郡多可町中区坂本（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
寺内(2)Ⅲ (131020043)	多可郡多可町加美区寺内（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
岩座神(3)Ⅱ (131020048)	多可郡多可町加美区岩座神（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
棚釜(3)Ⅲ (131020052)	多可郡多可町加美区棚釜（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
多田(4)Ⅲ (131020056)	多可郡多可町加美区多田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大屋(22)Ⅲ (131030022)	多可郡多可町八千代区大屋（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

下三原(7)Ⅱ (131030082)	多可郡多可町八千代区下三原(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下三原(8)Ⅲ (131030083)	多可郡多可町八千代区下三原(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下三原(9)Ⅲ (131030084)	多可郡多可町八千代区下三原(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下三原(10)Ⅲ (131030085)	多可郡多可町八千代区下三原(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大和(41)Ⅲ (131030126)	多可郡多可町八千代区大和(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大和(47)Ⅲ (131030132)	多可郡多可町八千代区大和(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第253号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年10月から平成29年 3月まで
- 3 施行地区
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地
明石市大明石町一丁目 6番13号
- 5 組合設立の年月日
平成24年 9月28日
- 6 変更認可の年月日
平成27年 3月13日



兵庫県告示第254号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
変更前 平成24年12月から平成28年12月まで
変更後 平成24年12月から平成29年 9月まで
- 3 施行地区
三田市駅前町の一部
- 4 事務所の所在地

- 三田市中央町9番34号
- 5 組合設立の年月日
平成24年12月3日
- 6 変更認可の年月日
平成27年3月12日



兵庫県告示第255号

平成25年兵庫県告示第535号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（三木市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（三木市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
久留美地区	三木市久留美字皇垣内、字内界地、字辻ケ内、字松ノ下、字前田、字丈ノ越、字東、字宮ノ西、字上野、字上野ノ下及び字中筋の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
鳥町地区	三木市鳥町字大二、字ユウベ、字西畑、字北山及び字年ノ神の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
与呂木地区	三木市与呂木字中界地の全部並びに与呂木字東上野、字北上野、字東山、字大方、字北野、字大畑ケ、字橋詰、字西界地、字庵ノ元、字東界地及び字北山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
宿原地区	三木市宿原字六萬、字寺ノ下、字大入道、字板橋、字岡ノ下、字大道端、字門前ノ西、字門前、字寺ノ前、字堂ノ浦、字宮ノ下、字三味ノ下、字安郷池ノ下、字穴池ノ内及び字宮ノ前の各一部並びに吉田字西向及び大塚字出張の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
岩宮地区	三木市岩宮字西畑ケ及び字宮ノ前の各全部並びに岩宮字上畑ケ、字三割、字堂ノ本、字藪ノ下、字川ノ上、字高通り及び字丁田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
加佐地区	三木市加佐字宮ノ北、字門田、字山ノ口、字東山田、字西山田、字広垣、字跡部前、字西畑ケ、字丈ケ端、字西カサ及び字宮ノ本の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日

同 上	三木市加佐字跡部前の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成27年3月27日
大塚地区	三木市大塚1丁目及び大塚2丁目の各一部並びに大塚字下り松及び字出張の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
大村地区	三木市大村字知恩寺、字谷後及び字寺カイチの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
小林地区	三木市別所町小林字姥ケ懐、字大崩、字細谷、字土居際、字ロハメ谷、字仕負谷、字宿谷北、字宿谷末、字広谷川末及び字竹塚の各一部並びに福井字大山及び字宮の前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
城山地区	三木市福井字八幡谷、字鷹尾、字鶯谷及び字三木山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
同 上	三木市福井字八幡谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成27年3月27日
正法寺地区	三木市別所町正法寺字高塚、字地藏元及び字出野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
和田地区	三木市別所町和田字池元の全部並びに字中田、字矢尾元、字妙界寺、字森山及び字松本の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
下石野地区	三木市別所町下石野字和田、字小畑及び字宮ノ前の各全部並びに別所町下石野1丁目の一部並びに別所町下石野字北丸木、字南丸木、字角ノカチ、字上村、字高山、字坂芝、字光孝天皇、字井ノ坂、字柿坪、字中山北及び字上畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
石野地区	三木市別所町石野字堂ノ前の全部並びに別所町石野1丁目及び別所町石野3丁目の各一部並びに別所町石野字山ノ下、字大道、字寺ノ下、字志原、字谷口、字三坂山、字中貝地、字上貝地、字坂ノ上、字五郎谷、字出生及び字東坂の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
花尻地区	三木市別所町花尻1丁目の一部並びに別所町花尻字西ノカチ、字砂口、字谷口、字加淵、字小澤及び字谷口山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日

同 上	三木市別所町花尻字大道ノ上の一部 で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に 規定する建築物	平成27年 3月27日
西這田地区	三木市別所町西這田字山ノ下の全部 並びに別所町西這田1丁目及び別所 町東這田1丁目の各一部並びに別所 町西這田字口山の一部で別図に示す 区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日
東這田地区	三木市別所町東這田字東カチ及び字 奥カチの各全部並びに別所町東這田 1丁目及び別所町西這田1丁目の各 一部並びに別所町東這田字西カチ、 字前山、字三木道南、字生木及び字 フトノの各一部並びに別所町高木字 大山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日
興治地区	三木市別所町興治字宮場、字高丸、 字北場、字西場、字東場及び字前山 の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日
吉田地区	三木市志染町吉田字北垣内の全部並 びに志染町吉田字厚張、字オノ木、 字前垣内、字西向、字大畑、字観音 堂、字西土佐殿、字東土佐殿、字中 土佐殿及び字泉の各一部で別図に示 す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日
高男寺地区	三木市志染町高男寺字十善寺、字大 年元、字本丸及び字馬場筋の各一部 で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日
四合谷地区	三木市志染町四合谷字尾崎及び字山 畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	平成25年 3月29日



兵庫県告示第256号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中33の次に次のように加える。

34 現場技術業務委託契約

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南あわじ市賀集八幡字鯛ノ内180番2、180番5、181番1、182番1、183番2、184番1

同 市賀集字五躰寺田472番、473番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年2月9日
兵庫県指令淡路(洲土)(建)第1-5-2号(26南あわじ)